

部会に属すべき委員等の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員等として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和 7 年 8 月 26 日付

統計基準部会（疾病、傷害及び死因の統計分類の関係）

委 員 津谷 典子（慶應義塾大学名誉教授）

専門委員 康永 秀生（東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻
臨床疫学・経済学分野教授）

[※任期：令和 7 年 10 月 13 日まで]